

黒部市行政改革大綱に関するパブリックコメント実施要領

黒部市行政改革大綱は、市の行革を推進する上で基本的な考え方や枠組みを示し、行財政運営の指針となる基本的事項を定めるものであることから、市民生活と大きな関わりがあります。

このため、大綱を制定するにあたり、その案の段階で公表し、事前に幅広く市民等から意見を募集し、提案いただいた意見を考慮した上で決定することとします。

1 パブリックコメントの対象

- ・黒部市行政改革大綱（素案）

2 意見提出者の要件

意見を提出できるのは次のいずれかに該当する方とします。

黒部市内に住んでいる人

黒部市内の会社、事業所等に勤務する人

黒部市に対して納税義務のある人

3 対象・関係資料の入手方法

黒部市役所企画政策課（黒部庁舎）、黒部市役所地域調整課（宇奈月庁舎）において閲覧できます。

黒部市役所ホームページ(<http://www.city.kurobe.toyama.jp/>)において掲載します。

4 意見の提出方法

意見書に意見と必要事項 ～ を明記の上、提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

氏名（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名）

住所（法人又は団体の場合は、主たる事務所の所在地）

連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）

（1）郵送又は持参する場合

〒938-8555 黒部市三日市725 黒部市役所企画政策課あて

（2）ファクシミリする場合

FAX 番号：0765-54-3959 黒部市役所企画政策課あて

（3）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：kikakuseisaku@city.kurobe.lg.jp 黒部市役所企画政策課あて

- * メールに直接意見を書き込んでください。また、添付ファイルの場合は、ファイル形式はマイクロソフト社 Word ファイルで提出してください。

5 意見提出期限

平成18年11月22日(水)午後5時30分(必着)

(ただし、郵送については当日付けの消印まで有効とします。)

6 意見提出上の注意

- 電話での意見はお受けしませんのでご了承ください。
- 意見が800文字を超える場合は、その内容の要旨を添付してください。
- 提出された意見は、黒部市役所ホームページに掲載するほか、黒部市役所企画政策課(黒部庁舎)、黒部市役所地域調整課(宇奈月庁舎)において閲覧に供します。
- ご記入いただいた氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の確認のために利用します。
- 提出された意見とともに、氏名やその他属性に関する情報は公表する場合があります。公表する場合に匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

< 事務担当 >

黒部市役所総務企画部企画調整課 中、中湊

〒938-8555 黒部市三日市 725

電話 0765-54-2111(内線 132、133)